

平成 18 年度
議会改革検討委員会中間報告書

平成 19 年 3 月
議会改革検討委員会

目次

1. 設置の過程	2
2. 議会改革検討事項	2
3. 委員会開催状況と協議内容	2
4. 協議の結果	3
5. 協議の成果	4
6. 議会改革検討委員会委員名簿	5
7. 議会改革検討委員会申し合わせ事項	7
8. 江南市議会改革検討事項	9
9. 江南市議会議員政治倫理要綱	11
10. 江南市議会議員政治倫理審査会規程	13
11. 江南市議会議員政治倫理審査会委員名簿	15

平成 19 年 3 月 16 日

江南市議会議長
小林弘子様

議会改革検討委員会委員長
河合正猛

議会改革検討委員会検討結果中間報告について

本委員会は、平成 17 年 11 月 18 日の各派代表者会議において設置の決定がされ、議会の機能強化、運営の改善、その他議会の改革に必要な事案を検討してきた。

具体的な検討テーマとして、「委員会の運営方法」、「議会ホームページ」、「議員の審議会等への参画、議会の審議会への就任と人数」、「会議録検索システム」、「議員報酬」、「議会定例会会期日程」、「江南市議会議員政治倫理条例」について検討を行い、平成 19 年 2 月末現在の結果をまとめ、別紙のとおり報告します。

1. 設置の過程

(1) 平成17年11月18日の各派代表者会議において設置の決定がされ、次の8人が委員に選出された。

河合正猛、沢田和延、吉田賢二、福田三千男、岩田一洋、鈴木貢、東義喜、木村敏郎

(2) 平成17年11月30日の第1回議会改革検討委員会において、委員長に河合正猛、副委員長に福田三千男を選出した。

2. 議会改革検討事項

議会の機能強化、議会運営の改善、その他議会の改革について、各会派から提案された事項を検討することとした。

(1) 自立した議会にするための議会改革

政策立案機能の充実、常任委員会の活動強化、会議等運営の見直し、議員研修の充実について検討する。

(2) 議会の透明化・IT化

会議の公開、議会報の発行、ホームページの充実、電子媒体による会議録の検索システムの研究、市議会政治倫理要綱の制定、議場・傍聴席の改善、議長交際費の透明化、パソコン活用による議会について検討する。

(3) 市民に身近な議会にするための議会改革

請願・陳情・要望事項の公開、地域に出向いた議会活動、市議会モニター制度の導入、傍聴規則の見直し、議長・副議長の業務見直し、議員活動の検証、弔慰規定の見直しについて検討する。

(4) 議会費のあり方

政務調査費の検証、報酬・旅費・費用弁償の検証、IT化予算の確保について検討する。

(5) 議会事務局体制の充実

事務局職員の資質の向上、常任委員会視察に職員随行の見直しについて検討する。

3. 委員会開催状況と協議内容

回	期 日	協 議 内 容
1	平成17年11月30日(水)	・ 正副委員長互選 ・ 委員会の運営方法について
2	平成17年12月14日(水)	・ 議会改革検討委員会申し合わせ事項作成 ・ 検討事項の優先順位を決める

回	期 日	協 議 内 容
3	平成 18 年 1 月 10 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の役割、審議会への就任、議会報について検討し、資料を配付した。 1.議会改革検討事項についての一覧表 2.議員の審議会等への就任状況調 3.議会報に関する調査票
4	平成 18 年 2 月 21 日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページについて ・議会の審議会への就任状況について
5	平成 18 年 3 月 20 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の審議会等への就任人数の検討について ・議会定例会日程案について
6	平成 18 年 4 月 10 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の報酬と人数について ・議会日程について
7	平成 18 年 5 月 2 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の報酬と人数について ・議会日程について
8	平成 18 年 9 月 25 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの記載内容の改善案について ・会議録検索システムについて ・市議会議員政治倫理について ・議員報酬について
9	平成 18 年 11 月 6 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員政治倫理について ・ホームページについて
10	平成 18 年 11 月 27 日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員政治倫理について ・ホームページについて
11	平成 19 年 1 月 12 日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・江南市議会議員政治倫理要綱各会派提案意見について
12	平成 19 年 2 月 8 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・江南市議会議員政治倫理要綱各会派案について

4. 協議の結果

(1) ホームページについて

内容の充実・追加等を行い、平成 19 年 1 月から変更する。

(2) 審議会等の報酬と人数について

審議会の報酬額について、日額 8,500 円に半日額の区分を設け、半日 5,700 円とする案を提案する。

審議会の議会選出委員の人数等については、各会派で再度検討をする。

- (3) 議会日程について
議会日程の見直し・充実については、各会派で再度意見調整をする。
- (4) 議員報酬について
各派代表者会議で検討する。
- (5) 会議録検索システムについて
平成15年5月分から掲載しているが、掲載範囲の拡大については今年度終了後に再度検討する。

- (6) 市議会議員政治倫理要綱案について
江南市議会議員政治倫理要綱及び江南市議会議員政治倫理審査会規程を制定し3月1日より施行する。

5. 協議の成果

- (1) ホームページの改善・充実について
平成16年4月より開設されている、ホームページの年間の会期日程(案)、議会日誌、常任委員会の視察内容、市政調査研究費の決算、各会派の視察等の内容などを新たに加え、市民に親しみのある分かりやすい内容で平成19年1月より変更した。
- (2) 江南市議会議員政治倫理要綱の制定について
市議会議員は、市民の信託を受けた代表者として、その使命と責任を深く認識し、自らの人格と倫理の向上に努め、常に議員としての良識と責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を全うし、市民の信頼損なうことのないよう努めるため、第8回から第12回までの5回検討した結果、江南市議会議員政治倫理要綱及び江南市議会議員政治倫理審査会規程を制定し3月1日より施行する。
- (3) 江南市特別職の職員で非常勤のものの報酬額について
江南市特別職の職員で非常勤のものの報酬について、従来日額8,500円の報酬額を支払っていたが、半日の場合5,700円の報酬額に平成18年4月1日から変更となった。

議会改革検討委員会委員名簿

平成 17 年 11 月 30 日現在

(定数 8 人)

区 分	氏 名	備 考
委員長	河 合 正 猛	
副委員長	福 田 三 千 男	
	沢 田 和 延	
	吉 田 賢 二	
	岩 田 一 洋	
	鈴 木 貢	
	東 義 喜	
	木 村 敏 郎	

オブザーバー

議 長	大 脇 澄 夫	
副議長	古 田 みちよ	

議会改革検討委員会委員名簿

正副議長改選後、
平成18年5月現在

(定数8人)

区 分	氏 名	備 考
委員長	河 合 正 猛	
副委員長	福 田 三 千 男	
	東 義 喜	
	沢 田 和 延	
	木 村 敏 郎	
	鈴 木 貢	
	吉 田 賢 二	
	宮 地 友 治	

オブザーバー

議 長	小 林 弘 子	
副議長	岩 田 一 洋	

議会改革検討委員会申し合わせ事項

(設置)

議会の機能強化、運営の改善、その他議会の改革に必要な事案を検討し、議会改革を推進するため、江南市議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(会議)

検討委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(専門部会)

検討委員会に専門の事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

専門部会の構成は、検討委員会で決定する。

(経費)

検討委員会の運営にかかる経費は、この委員会の設置が任意によるものであるため、議会費に予算を計上することはない。

(公開)

会議については、原則公開とする。非公開とする場合は、検討委員会で諮る。

(代理)

検討委員会の委員の代理は、認めない。

(正副議長の出席)

検討委員会へ正副議長はオブザーバーとして出席する。

(事務局職員の出席)

事務局職員の出席は2名とする。

(出席説明の要求)

市長、助役等に説明のための出席を求めようとするときは、委員長から議長を通じて必要に応じ市長に要請する。

(活動期間)

検討委員会は、この会の目的が達成するまでの期間、又は議員の任期中、これを継続する。

(委員に欠員が生じた場合)

委員に欠員が生じた場合は、その委員の属する会派から委員を選出する。

(記録)

検討委員会の記録はテープによる記録とする。

(報道)

報道機関からの質問、調査等がある場合は、各派の代表議員に連絡した後、検討委員会の合意がある場合に限って委員長が公表する。

(検討委員会の成果)

検討委員会で決定した事項は、各派代表者会議に報告する。

(その他)

この申し合わせ事項に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

この申し合わせ事項は、平成 17 年 12 月 14 日から適用する。

江南市議会改革検討事項

1. 自立した議会にするための議会改革
 - (1) 政策立案機能の充実
 - ・議員定数の検証
 - (2) 常任委員会の活動強化
 - ・議案、請願等の審査権限の強化
 - ・調査研究事項充実と情報公開
 - (3) 会議等運営の見直し
 - ・会議規則
 - ・申し合わせ事項
 - ・議長車取り扱い
 - ・会議資料の省力化
 - (4) 議員研修の充実

2. 議会の透明化・IT化
 - (1) 会議の公開
 - ・議会中継
 - ・会議の市民周知、傍聴配布資料の充実
 - ・手話通訳サービス
 - (2) 議会報の発行
 - (3) ホームページの充実
 - (4) 電子媒体による会議録の検索システムの研究
 - (5) 市議会政治倫理要綱の制定
 - (6) 議場、傍聴席の改善（障害者対策）
 - (7) 議長交際費の透明化
 - (8) パソコン活用による議会

3. 市民に身近な議会にするための議会改革
 - (1) 請願・陳情・要望事項の公開
 - (2) 地域に出向いた議会活動（意見交換会等）
 - (3) 市議会モニター制度の導入
 - (4) 傍聴規則の見直し
 - (5) 議長、副議長の業務見直し

- (6) 議員活動の検証
- (7) 弔慰規定の見直し

4. 議会費のあり方

- (1) 政務調査費の検証
- (2) 報酬、旅費、費用弁償の検証
- (3) I T化予算の確保

5. 議会事務局体制の充実

- (1) 事務局職員の資質の向上
 - ・事務の見直し
- (2) 常任委員会視察への職員随行の見直し

江南市議会議員政治倫理要綱

私たち市議会議員は、主権者たる市民の厳粛な信託を受けた代表者として、その使命と責任を深く認識し、自らの人格と倫理の向上に努め、常に議員としての良識と責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を全うし、市民の信頼を損なうことのないように努めるため、この要綱を制定するものである。

(目的)

第1条 この要綱は、江南市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、自らの行動を厳しく律するとともに、市民の批判を受けることのないよう、政治倫理の向上に努めなければならない。

- 2 議員は、市民の代表者であることを自覚し、品位と見識を養うとともに、公正な選挙活動及び清廉な政治活動に努めなければならない。
- 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指し、特定の利益を求めて公共の利益を損なうような行為をしてはならない。

(行為規範)

第3条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸法令を遵守するとともに、次の事項に従わなければならない。

- (1) 特定の者のために、良識を疑われるような取り計らいをしないこと。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する議員の兼業禁止の精神を遵守すること。
- (3) 公職選挙法で定める寄附等禁止事項を厳守し、市民にも理解協力を求めること。
- (4) 市が締結する売買、請負その他の契約に不当な関与をしないこと。
- (5) 市職員の人事に不当な関与をしないこと。
- (6) 政治倫理に反する行為として政治的、道義的批判を受けたときは、自ら誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすること。
- (7) その他、議員全員の一致をもって申し合わせたこと。

2 議員は、その家族、後援会等が議員に代わって前各号で禁止する行為を行うことのないよう徹底を図るものとする。

(調査の申し立て)

第4条 議員が前条に規定する行為規範に違反している疑いに足りる事実があると認めるときは、議員の3分の1以上をもって議長に、調査を申し立てるものとする。

2 前項の調査の申し立ては、事実を証する資料を添えて行うものとする。

(審査会の設置等)

第5条 議会に、江南市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前条の調査の申し立てがあったときは、第3条に規定する行為規範に違反しているかどうかについて審査する。

3 審査会の委員は、8人とし、その選出については、議会運営委員会の例により、各会派において指名し、選出するものとする。

4 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げないものとする。

5 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は、会議に出席して意見を述べなければならない。

6 審査会は、審査結果及び必要と認める措置を議長に報告するものとする。

(違反措置)

第6条 議会は、第3条に規定する行為規範に違反し、政治的、道義的に責任があると認められる議員に対し、辞職の勧告その他必要な措置をとるものとする。

2 議会は、前項の措置に従わないときは、違反した事実の内容及び氏名を市民に公表するものとする。

(その他)

第7条 審査会の組織及び運営等に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

江南市議会議員政治倫理審査会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江南市議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、江南市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は審査会を代表し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 委員定数の3分の1以上の者から招集の請求があったときは、委員長は、審査会を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員定数の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。
- 5 審査を申し立てられた議員が委員であるときは、当該委員は審査に加わることができない。
- 6 前項の場合において、委員長は、各派の代表者に申し立てられた委員に代わる委員の選任をさせることができる。

(審査の申し立て)

第4条 要綱第4条第1項の規定により調査の申し立てをするときは、調査申立書(別記様式)を議長に提出するものとする。

- 2 前項の申し立てがあるときは、議長は、審査を申し立てられた議員に対しその旨を文書で通知する。

(会議への出席)

第5条 審査会は、出席委員の過半数の同意を得て、審査を申し立てられた議員その他の関係者の意見等を聴取することができる。

- 2 審査を申し立てられた議員は、審査会に口頭又は書面で弁明することができる。

(審査会の措置)

第6条 審査会は、議員が第3条に規定する行為規範に違反し、政治的、道義的に責

任があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を決定する。

- (1) 文書による警告
- (2) 議会における役職を辞任する勧告
- (3) 議会における会議への出席の自粛勧告
- (4) 議員の辞職の勧告
- (5) その他審査会が必要と認める措置

2 前項の措置を決定するときは、出席委員全員の同意を得なければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

調査申立書

年 月 日	
(あて先) 江南市議会議長	
申し立て者	
印	
調査を求める議員の氏名	
違反の内容	
違反の根拠	江南市議会議員政治倫理要綱第3条 に該当
違反を証する資料	

江南市議会議員政治倫理審査会委員名簿

区 分	氏 名
江 政 ク ラ ブ	河 合 正 猛
〃	木 本 恵 造
〃	沢 田 和 延
自 民 ク ラ ブ	福 田 三 千 男
〃	高 田 良 弘
公 明 党 市 議 団	鈴 木 貢
日本共産党江南市議員団	東 義 喜
新 風 会	木 村 敏 郎
計	8 人

任期 平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日